



やまと 得々ニ情報

大和木材株式会社

〒891-1105

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL;099-298-2288(代) FAX;099-298-2290

第 43 号

2000年 2月 1日

URL;http://www.synapse.ne.jp/~yamato-kk/

… 10年間の瑕疵保証のために…



住宅の品確法の施行に先立って、10年間の瑕疵保証の義務がスタートしますが、私共中小企業はどのようにして対処していけば良いのでしょうか。

まず、**瑕疵担保責任**とはどういうことでしょうか。

- ①瑕疵；目的物が契約に定められた内容や社会通念上必要とされる性能を欠いていること。
- ②瑕疵担保責任；目的物に瑕疵があった場合に、その瑕疵を修補したり、賠償金の支払いなどをしなければならない責任のこと。

次に、**瑕疵担保責任の対象となる部分**はどこでしょう。

- ①構造躯体の部分；基礎、基礎杭、壁、柱、小屋組、土台、筋交い等の斜材、床版、屋根版、梁・桁等の横架材で住宅の荷重や地震動などによる外力に耐える部分。（地盤については基本構造部分に含まれないが、地盤状況に配慮しない基礎により不動沈下等が生じた場合には、基礎の瑕疵として対象とされる）
- ②雨水の浸入を防止する部分；屋根、外壁等の雨水にさらされる部分。



瑕疵の判定はどうするのでしょうか。

瑕疵の判定は難しい問題であることで、国ではガイドラインを作成することになってはいますが、まだ公表されてはいません。現在も検討されているようですが、紛争処理機関の扱う不具合事象が基本となり作成されるようです。上記のような不具合が生じた場合は引き渡しから10年間は瑕疵に対して無償修繕や賠償金を請求されることになります。

従来、地元で仕事をやって来た大工・工務店様はそのようなサービスはすでに実行されていたわけですが、いざ法律で決められるとやはり心配です。そこで、(財)住宅保証機構が我々中小企業向けに瑕疵保証円滑化基金を平成11年度に創設しています。これは中小企業者なら誰でも参加でき、住宅登録料も安くて済みそうです。詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

〔商品情報〕市況は製品の入荷はまだ少ないものの徐々に回復してきているようです。価格は小割物等を中心にはまだ高値が続くようです。

5分板や母屋角等の並材も少ないので、注文は早めをお願いします。

《定休日》2月は、5、6、11、12、13、20、26、27日になります。

3月は、4、5、11、12、18、19、21、26日になります。

ご協力宜しくお願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)